

福知山市バス広告掲載仕様書

(適用範囲)

第1 この仕様書は、福知山市バス広告掲載について適用するものとする。

(広告物の規格等)

第2 広告物の規格等は下記のとおりとする。

- (1) 広告物の掲載は、原則特殊フィルムで、再剥離が可能な素材を車体に貼付する方法で行うこととする。
- (2) 特殊フィルムを使用する場合の材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。
- (3) マグネットシートの使用を希望する場合は、走行中に落下しない性能のものを使用し、広告主の責任において貼付する。
- (4) 広告掲出に伴う車体への塗装は行わないこととする。
- (5) 広告1枚の大きさは次のとおりとする。

| | |
|--------------------------|------------------|
| ア 三和町市バス車両 (市バス番号①、②) | 縦 50cm×横 60cm 以内 |
| イ 夜久野町市バス車両 (市バス番号③、④、⑤) | 縦 40cm×横 50cm 以内 |
| ウ 大江町市バス車両 (市バス番号⑥、⑦) | 縦 40cm×横 50cm 以内 |
- (6) 広告枠外上部又は下部の縦 10cm 分に「広告」と明示し、広告主の名称、所在地及び連絡先を明示すること。
- (7) 広告は、1台の車両の両側面にそれぞれ1枚ずつ、計2枚掲載するものとする。
- (8) 広告掲載期間が1月に満たない場合は、請求開始月のみ日割料金を算定し、以後は1月として算定するものとする。
- (9) 広告掲載期間は1月を単位として、最大1年間とする。

(注意事項)

第3 広告物の色彩、意匠その他デザインが、次の各号のいずれかに該当するときは掲載することができない。

- (1) 周囲の運転者の誤認を招くような広告物
 - ア 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用するもの
 - イ 地色が原色の赤色、黄色又はこれらの系統に属する色で、信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの
 - (2) 周囲の運転者の注意力が散漫となる広告物
 - ア デザイン構成が、ストーリー性のある漫画や映像表示となっているもの
 - イ 文字表記が縦書きであるもの
 - ウ 文字表記が多いもの又は絵柄や文字が過密であるもの
- 2 広告物の色彩、意匠その他デザインが、次の各号に掲げる都市景観上の配慮を欠いていると認められるときは掲載できない。
- (1) デザインは、イメージ表現を主とし、文字を手段とする情報は最小限にとどめること。
 - (2) 地色に派手な原色、又は金銀色を使用しないこと。